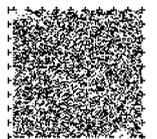


第3章

計画の基本的な考え方



1

基本理念

ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり

本市の総合振興計画は、「協働のまちづくり」「市民主役のまちづくり」「共生を大切にするまちづくり」「安全・安心を重視したまちづくり」を基本理念に掲げ、また、将来像を将来の広がる可能性を信じ「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市～人と愛 水と緑 市民主役のまち～」と定めています。

そして、久喜市に「行ってみたい」「住んでみたい」と思えるまち、「住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と実感できるようなまちづくりを推進しています。

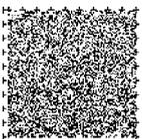
第1次の地域福祉計画・地域福祉活動計画では、新たな福祉課題へ対応するために、今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々が孤立や排除に至らぬよう支援し、社会の構成員として包み支え合う社会福祉を模索し、誰もが地域において自分らしくいきいきと生活できるよう、市、社協及び市民の皆さんとともに、公私協働（行政と民間がともに協力し合い、ともに働くこと）による新たな支え合いの仕組みの実現を大きな目標として、5年間推進してきました。

この第1次の基本理念に対する市民一人ひとりの理解をさらに深め、引き続き、地域福祉を推進するため、「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」を本計画の基本理念とします。

2

基本目標と重点施策

本計画では、第2章でまとめた地域福祉を推進するための方向性を踏まえ、基本理念「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」の実現に向け、4つの基本目標と10の重点施策を定め、計画を体系的に展開していきます。



いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくり

基本目標 1

- ◎重点施策（1）福祉教育（学習）を充実し、
一人ひとりの意識を高めます
- ◎重点施策（2）ボランティア活動などの地域福祉活動を活発にします

誰もがそれぞれ持つ個性を理解し合いながら、いきいきと自分らしく暮らしていくには、市民の福祉に対する興味・関心を高めるとともに、自分でできることを探し、行動してみようと思うきっかけづくりが重要です。

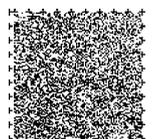
「基本目標1」では、地域福祉の学習会や福祉に触れる機会を充実させることで、一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、自分のこととして興味を持ち、地域福祉活動への参加につながるよう、重点施策に取り組みます。

お互い様の気持ちで支え合う地域づくり

基本目標 2

- ◎重点施策（1）ふれあいと交流を大切にする場づくりを推進します
- ◎重点施策（2）災害時の備えや孤立を防止するための
地域の見守り体制を強化します

身近な地域における助け合いや支え合いを進めるためには、気軽に顔を出せる居場所が近くにあるとともに、自分の地域の福祉課題について話し合う機会があることも重要です。



「基本目標2」では、世代を超えた日頃の声かけや交流など、地域の助け合いや支え合いにつながる取り組みを推進するとともに、隣近所同士でお互いに行えることを共有したり、一緒に地域福祉活動に参加するなど、身近な地域での活動の輪が広がるように取り組みます。

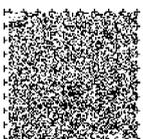
みんなで暮らせるまちづくり

基本目標3

- ◎重点施策（1）高齢者や障がい者、子育て世帯の
地域生活を支援します
- ◎重点施策（2）孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します
- ◎重点施策（3）地域包括ケアのネットワークづくりを推進します

市民一人ひとりが、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくには、隣近所とのつながりを持ちながら、さらには身近なところで困りごとを相談でき、専門家等の支援を受けられるようなネットワークをつくとともに、社会的孤立や排除を防ぐ地域づくりも大切です。適切な支援や福祉サービスが必要としている方が、支援を受けられずに埋もれてしまうことがないように、地域社会の中での支援の仕組みが生かされていくことが求められます。

「基本目標3」では、誰もが年齢や障がいの有無にかかわらず、気軽に外出でき地域社会と関わりを持ちながら安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、健康福祉施策等の充実を図るとともに、地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくりに取り組みます。



サービスを利用しやすい環境づくり

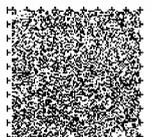
- ◎重点施策（1）わかりやすく行き届くように情報を提供します
- ◎重点施策（2）信頼される相談しやすい体制を整えます
- ◎重点施策（3）権利擁護体制を充実します

「地域福祉」の主役は、地域で暮らす全ての人々であり、時には、サービスの受け手となったり、担い手になったりもします。

そして、行政と社協は、地域福祉の担い手としてその責務を果たす役割があります。

「基本目標4」では、特に課題としてまとめられた点について、市と社協の役割について着目し、基本目標を設定しました。

利用者の視点に立ち、わかりやすい情報提供を行い、相談しやすい環境整備や相談機関の専門性の向上並びに相談機関等の連携強化を進めながら、公私協働による地域福祉推進のための体制を強化するとともに、支援を必要としている方が、地域から孤立しないよう権利擁護体制の充実について取り組みます。



3

計画の体系

基本理念

基本目標

重点施策

ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり

1
いきいきと
自分らしく
暮らす
ことのできる
地域づくり

(1) 福祉教育（学習）を充実し、
一人ひとりの意識を高めます

(2) ボランティア活動などの
地域福祉活動を活発にします

2
お互い様の
気持ちで
支え合う
地域づくり

(1) ふれあいと交流を大切にする
場づくりを推進します

(2) 災害時の備えや孤立を防止するための
地域の見守り体制を強化します

3
みんなで
暮らせる
まちづくり

(1) 高齢者や障がい者、子育て世帯の
地域生活を支援します

(2) 孤立しがちな
生活困窮者の自立を支援します

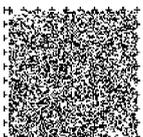
(3) 地域包括ケアの
ネットワークづくりを推進します

4
サービス
利用しやすい
環境づくり

(1) わかりやすく行き届くように
情報を提供します

(2) 信頼される
相談しやすい体制を整えます

(3) 権利擁護体制を充実します



施策の内容（市の主な取り組み）

①児童・生徒への福祉教育の充実 ②人権教育・啓発の推進
③市民大学や高齢者大学等を利用した学習機会の充実
④福祉に関する生涯学習出前講座の充実
⑤男女共同参画の視点をもった意識啓発の充実

①ボランティア、NPO、市民活動団体への支援
②介護予防ボランティアの育成支援
③ボランティア団体等との連携、協働の推進
④地域福祉活動を支える人材の発掘・育成

①コミュニティ活動の活性化支援
②地域の集会施設や交流の場づくりの支援
③地域福祉活動を支える人材の発掘・育成（再掲）
④地域福祉活動事例等の情報発信

①自主防災組織の育成支援 ②要援護者見守り支援の充実
③福祉避難所の指定推進 ④避難所における防災備蓄品等の整備
⑤認知症高齢者等への対策の推進 ⑥高齢者・障がい者の虐待防止の取り組みの充実 ⑦児童の虐待防止の取り組みの充実

①高齢者福祉施策の充実 ②障がい者福祉施策の充実
③子育て支援施策の充実 ④健康づくりの推進
⑤公共交通の充実 ⑥公共施設等のバリアフリー化の推進と支援
⑦おもいやり駐車場制度等の普及・啓発

①生活保護制度の適正実施
②住宅確保のための支援の実施
③低所得者等の就労支援・自立生活の支援
④入学準備金・奨学金貸付制度の実施

①地域包括ケアシステムの構築を基本にしたネットワークづくり（生活支援コーディネーターの配置、在宅医療・介護連携の推進）
②民生委員・児童委員活動への支援の充実
③福祉関連団体等のネットワーク構築への支援

①広報紙や電子媒体による情報提供の充実 ②地域福祉に関する情報内容の充実・発信 ③福祉に関する生涯学習出前講座の充実（再掲） ④市民参加及び市民活動団体の情報提供の充実
⑤地域福祉活動事例等の情報発信（再掲）

①専門相談窓口体制の充実
②専門相談員等による訪問相談
③地域の身近な相談窓口と専門相談窓口との連携
④生活困窮に対する相談

①権利擁護事業の利用支援・周知
②福祉オンブズパーソンの周知
③成年後見制度の利用促進

施策の内容（社協の主な取り組み）

①地域での福祉教育の実施 ②福祉教育の推進・学校との連携の強化 ③介護予防事業の推進 ④あんしんカード設置事業の推進 ⑤社協の出前講座の実施 ⑥地域福祉活動を支える人材育成や意識啓発の場づくりの推進

①ボランティアセンターの事業推進、機能強化 ②ボランティア養成講座の開催 ③ボランティア活動への支援、協力、助成
④ボランティア人材の育成 ⑤NPOとの協働
⑥ボランティアをPRするイベントの開催

①ふれあい・いきいきサロンの拡充・小地域福祉活動の推進
②イベント用備品貸出事業の実施
③イベント事業への参画 ④婚活支援事業の実施
⑤社会参加・交流の場づくり

①福祉委員の配置・推進
②地区あったか会議の設置・活動支援
③災害ボランティアセンターの体制づくり
④災害時要援護者への関わりやマップ作りへの支援等

①相互理解を深める事業の推進 ②住民参加型のサービスの実施 ③くき元気サービスの拡充 ④在宅福祉事業の推進 ⑤障がい者施設の運営 ⑥制度に基づく在宅福祉サービスの提供
⑦福祉用具の貸出

①低所得者等への資金の貸付
②生活困窮者自立支援事業の実施
③歳末たすけあい募金運動の実施
④関係機関との連携 ⑤総合相談・相談支援体制の充実

①コミュニティソーシャルワーカーの配置 ②地域住民や各関係機関との連携・協働・強化 ③分野を超えた相談体制づくり
④地域包括支援センターの運営 ⑤社協・生活支援活動強化方針の推進 ⑥各種審議会・協議会等への参加 ⑦福祉関係団体等との交流 ⑧地域福祉ニーズ調査・研究

①福祉サービスや福祉団体に対する情報の積極的な提供
②市民にわかりやすい福祉情報の提供
③社協の出前講座の実施（再掲）
④関係情報の収集・提供

①総合相談の実施 ②福祉なんでも相談の実施
③相談援助技術の向上
④福祉サービスを支える人材の確保・育成
⑤出前相談の拡充 ⑥専門職との連携会議の開催

①市民後見人養成講座の実施及び法人後見業務の運営
②福祉サービス利用援助事業の実施 ③権利擁護に関する広報活動の充実 ④福祉サービスに対する苦情・相談の窓口設置
⑤虐待防止及び養護者支援

